


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「カップリングパーティー」のご案内
- ◆法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項
- ◆「福岡県連主催講演会」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
6	5	(水)	第13回通常総会及び表彰式	15:00 ~ 17:20	於：西鉄グランドホテル 2F
6	5	(水)	会員交流会	17:30 ~ 19:00	於：西鉄グランドホテル 2F
6	11	(火)	支部長等会議	13:00 ~ 14:00	於：福岡ガーデンパレス
6	17	(月)	広報委員会	14:00 ~ 15:30	於：事務局会議室
6	19	(水)	リスクマネジメントセミナー	14:00 ~ 15:45	於：博多バスターミナル大ホール
6	21	(金)	リスクマネジメントセミナー	14:00 ~ 15:45	於：オンラインセミナー

●支部の行事

月	日	曜	内容		
7	4	(木)	講演会&ランチタイム交流会(第8支部)	11:30 ~ 13:30	於：福新楼

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
6	13	(水)	役員会	16:00 ~ 16:45	於：福新楼
6	13	(水)	第13回定時総会	17:00 ~ 17:45	於：福新楼
6	13	(水)	懇親会	18:00 ~ 20:00	於：福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
6	13	(木)	第13回定時総会	11:00 ~ 14:00	於：ソラリア西鉄ホテル

(I) 税務カレンダー

6月10日 ●源泉所得税の納付

6月15日 (土曜・休日につき6月17日)

●所得税の予定納税額の通知

6月30日 (土曜・休日につき7月1日)

●4月決算法人の確定申告

●10月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

交際費等の損金不算入 ～ 飲食費の金額基準改正 ～

税理士 堤 一 博

既に、お伝えしたように、令和6年度税制改正大綱で、交際費等の損金不算入制度について見直しが行われました。令和6年4月1日以降に支出する飲食費について交際費等から除かれる飲食費の金額基準が、従来の5,000円から10,000円に引き上げられています。今回の税制改正で交際費等から除かれる接待飲食費の判定基準を中心に少し深掘りしてみます。

法人税法上の「交際費等」とは、一般的には取引先等への飲食接待等にかかった費用のことをいい、租税特別措置法第61条の4第6項で、以下の通り定義されています。

「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」をいい、下記の費用は除かれます。

- 一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- 二 飲食費であって、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用
- 三 前2号に掲げる費用のほか政令で定める費用

ご承知のとおり、交際費は基本的には「損金算入不可」という考え方で、下記の資本金の区分に従い、一部の費用は損金に算入できることとしています。

資本金100億円超の法人	全額損金不算入。 ただし、1人あたり10,000円以下の「接待飲食費」は損金算入。
資本金1億円超かつ100億円以下の法人	全額損金不算入。 ただし、「接待飲食費」の50%は損金算入。
資本金1億円以下の法人	全額損金不算入。 ただし、定額控除限度額(800万円)まで損金算入できる。 また、「接待飲食費」の50%損金算入の特例も選択適用できる。

今回の改正では、上記の第2号に規定する「接待飲食費」の金額基準が、5,000円から10,000円に引き上げられました。上記の「接待飲食費」とは、租税特別措置法第61条の4第1項に規定する「交際費等」のうち「飲食その他これに類する行為のために要する費用」であって、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいいます(租税特別措置法第61条の4第4項)。「接待飲食費」には、専ら当該法人の法人税法第2条第15号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの(社内飲食費)は含まれません。

また、「接待飲食費」については、所定の事項を帳簿書類に記載することとされており、法人税法で整理・保存が義務付けられている帳簿書類(総勘定元帳や飲食店等から受け取った領収書、請求書等)に、飲食費であることを明らかにするために次の事項を記載する必要があります(措法61の4④、措規21の18の4、法規59、62、67)。

- イ 飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為)のあった年月日
- ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

帳簿書類への記載事項として「飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名

又は名称及びその関係」がありますが、これは、「社内飲食費」でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を、「〇〇会社・□□部、△△◇◇（氏名）、卸売先」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要があります。ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「〇〇会社・□□部、△△◇◇（氏名）部長他 10 名、卸売先」という記載であっても差し支えありません（氏名の一部又は全部が相当の理由があることにより明らかでないときには、記載を省略して差し支えありません。）。

参照：国税庁の「接待飲食費に関する FAQ」（Q6、Q7）

「接待飲食費」は、「(社外) 接待飲食費」と「社内飲食費」との区分が必要です。

「専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの」、例えば、「接待や慰安等」を目的に、特定の役員や一部の従業員またはその家族等の食事や打ち上げ、飲み会に要した費用については、10,000 円以下であっても交際費に該当します。

ただし、社内の「社員全員を対象とした忘年会等」のような社内行事の一環としての飲食費については、社会通念上妥当な金額であれば、福利厚生費として扱われます。

実務的には、「飲食費」については、取引先等の社外の関係者が含まれているかどうかにより区分します。なお、「社内飲食費」については、交際費課税の対象から外れる 10,000 円基準の適用はありませんので、くれぐれもご注意ください。

また、「社内飲食費」として計上しても、金額が社会通念に比し高額であるとか、その頻度が高いなど、事実認定によっては、「給与・役員報酬」とみなされる場合もあります。本来、個人が負担すべき飲食費とみなされるリスクの有無についても十分に検討する必要があります。参考に、交際費科目に隣接する勘定科目として措置法通達で国税庁が明示している区分は、下記のとおりですので、必要の都度、ご確認ください。

交際費等	接待飲食費	社外	1人あたり 10,000 円以下	交際費等に該当しない (会議費等)
			1人あたり 10,000 円超	交際費等 (接待飲食費) に該当する
		社内		交際費等 (社内飲食費) に該当する
		その他の交際費等		交際費等に該当する

租税特別措置法関係通達（法人税編）番号等	
61 の 4(1)-2	寄附金と交際費等との区分
61 の 4(1)-3	売上割戻し等と交際費との区分
61 の 4(1)-4	売上割戻し等と同一の基準により物品を交付し又は旅行、観劇等に招待する費用
61 の 4(1)-5	景品引換券付販売等により得意先に対して交付する景品の費用
61 の 4(1)-6	売上割戻し等の支払に代えてする旅行、観劇等の費用
61 の 4(1)-7	事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用
61 の 4(1)-8	情報提供料と交際費等との区分
61 の 4(1)-9	広告宣伝費と交際費等との区分
61 の 4(1)-10	福利厚生費と交際費等との区分
61 の 4(1)-10 の 2	災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等
61 の 4(1)-10 の 3	取引先に対する災害見舞金等
61 の 4(1)-10 の 4	自社製品等の被災者に対する提供
61 の 4(1)-11	協同組合等が支出する災害見舞金
61 の 4(1)-12	給与等と交際費等との区分
61 の 4(1)-13	特約店等のセールスマンのために支出する費用
61 の 4(1)-14	特約店等の従業員等を対象として支出する報奨金品
61 の 4(1)-15	交際費等に含まれる費用の例示
61 の 4(1)-15 の 2	飲食その他これに類する行為の範囲
61 の 4(1)-16	旅行等に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用
61 の 4(1)-17	現地案内等に要する費用
61 の 4(1)-18	下請企業の従業員等のために支出する費用
61 の 4(1)-19	商慣行として交付する模型のための費用
61 の 4(1)-20	カレンダー、手帳等に類する物品の範囲
61 の 4(1)-21	会議に関連して通常要する費用の例示
61 の 4(1)-22	交際費等の支出の相手方の範囲
61 の 4(1)-23	交際費等の支出の方法
61 の 4(1)-24	交際費等の支出の意義

このうち、注意が必要なのは、措置法通達 61 の 4(1)-24（交際費等の支出の意義）です。

ここでは、各事業年の交際費等とは、「交際費等の支出の事実があったもの」をいうのであって、その「支出の事実があった日の事業年度の交際費等に算入する」としていて、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったとき」をいい、その費用を「仮払又は未払等の経理処理をしているとしないと問わない」としています。

このため、厳密にいうと、仮に社外の取引先との接待飲食の事実が令和6年3月31日にあり、令和6年4月1日に支払った1人当たり10,000円の社外接待飲食費があった場合には、事実の発生日は令和6年3月31日となり、改正前の5,000円基準で判断して、当該費用は交際費等（接待飲食費）に該当することとなりますので、事実の発生日にもご注意ください。

この他に、「1人あたり10,000円以下」の接待飲食費に係る交際費等から除かれる金額基準を適用する場合においては、その法人が適用している消費税等の経理処理により算定して金額に基づき計算されます。その法人の消費税計算が税込経理か、あるいは、税抜経理かにより、計算が異なります。

例えば、**税込金額**で1人当たり11,000円の接待飲食費を支払った場合には、下記のような違いが生じます。

(1) 税込経理の場合の経理処理：

交際費 11,000円 / 現金預金 11,000円

税込経理の場合には、1人当たりの支出金額が10,000円超となるため、「交際費等」に該当するので、交際費として会計処理することになります。

(2) 税抜経理の場合の経理処理：

会議費 10,000円 / 現金預金 11,000円

仮払消費税等 1,000円

税抜経理を採用している場合には1人当たりの支出額が10,000円以下となるため、会議費として処理できます。

また、令和5年10月1日以後の免税事業者を支払う「接待飲食費」については、原則的には、税抜経理の場合、仮払消費税等の額がないものとされ、仕入税額相当額の全額が交際費等の額に含まれることとなりますが、令和11年9月30日までは経過措置の適用があり、仕入税額控除対象額を消費税等とみなして交際費等の額から除かれます。やや厄介な計算となりますが、下記の表を参考に計算してください。

期間	仕入税額控除対象額	「交際等」の額の計算
(1) R5.10.1 ~ R8.9.30	仕入税額相当額 × 80%	税抜価額 + 仕入税額相当額 × 20%
(2) R8.10.1 ~ R11.9.30	仕入税額相当額 × 50%	税抜価額 + 仕入税額相当額 × 50%
(3) R11.10.1 ~	なし	税抜価額 + 仕入税額相当額 × 100%

1人当たりの基準が、5,000円以下から10,000円以下に変更されましたが、資本金の額が1億円以下である法人の年間800万円の定額控除限度額があるため、この改正の影響は、限定的ではないかと感じています。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	7					
	8	27(火)	15:00~16:30	本部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス
	9	5(木)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	10	15(火)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		15(火)	16:00~17:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)